

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都品川区東品川四丁目 1 2 番 8 号

(名 称) 株式会社 S J I

上記被審人に対する平成 26 年度 (判) 第 40 号金融商品取引法 (以下「法」という。) 違反審判事件について、法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 億 9 4 2 6 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 27 年 6 月 24 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 27 年 4 月 23 日

金融庁長官 細 溝 清 史

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都品川区東品川四丁目12番8号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社である。

被審人は、売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、同流出資金について貸倒引当金繰入額を計上しなかった上、同役員の子が代表取締役を務める会社等に対する貸付金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかった。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成23年 2月14日	第22期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成22年4月1 日～平成22年 12月31日の第3 四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損 益が▲865百万円 であるところを ▲363百万円と記 載	・貸倒引当金繰入 額の過小計上等
2	平成23年 6月29日	第22期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成22年4月1 日～平成23年3 月31日の連結 会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益 が▲950百万円 であるところを8百 万円と記載	・貸倒引当金繰入 額の過小計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
3	平成23年 8月15日	第23期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成23年4月1 日～平成23年6 月30日の第1四 半期連結累計 期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損 益が▲1,785百万 円であるところ を▲266百万円と 記載	・貸倒引当金繰入 額の過小計上等
			平成23年4月1 日～平成23年6 月30日の第1四 半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 9,318百万円であ るところを 11,796百万円と 記載	
4	平成23年 11月14日	第23期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成23年4月1 日～平成23年9 月30日の第2四 半期連結累計 期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損 益が▲788百万円 であるところを 930百万円と記載	・貸倒引当金繰入 額の過小計上等
5	平成24年 2月22日	第23期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成23年4月1 日～平成23年 12月31日の第3 四半期連結累計 期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損 益が▲998百万円 であるところを 697百万円と記載	・貸倒引当金繰入 額の過小計上等
6	平成24年 6月28日	第23期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成23年4月1 日～平成24年3 月31日の連結 会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益 が▲582百万円 であるところを795 百万円と記載	・貸倒引当金繰入 額の過小計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
7	平成26年 2月14日	第25期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成25年4月1 日～平成25年 12月31日の第3 四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損 益が▲1,351百万 円であるところ を▲526百万円と 記載	・貸倒引当金繰入 額の過小計上等
8	平成26年 6月27日	第25期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成25年4月1 日～平成26年3 月31日の連結 会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益 が▲6,714百万円 であるところを ▲6,149百万円と 記載	・貸倒引当金繰入 額の過小計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

第2

1 平成23年9月22日、第22期有価証券報告書及び第23期第1四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年10月17日、109,000株の株式を1,417,000,000円で取得させ、

2 平成24年11月27日、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計期間につき、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、同期間における連結当期純損益が582百万円の損失であるところを795百万円の利益と記載するなどした同期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書（新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月14日、新株予約権付社債を2,500,000,000円で取得させ

もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号2

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号1及び同2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号3、同4及び同5

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号6

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号3、同4、同5及び同6は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号7

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号8

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号7及び同8は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さ

らに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

別紙1の第2に掲げる事実につき

番号1

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第3項、第176条第2項

番号2

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、当該法人の第22期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第22期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第22期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第22期第3四半期報告書	672,555円
第22期有価証券報告書	761,980円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第22期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第22期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第22期第3四半期報告書及び第22期有価証券報告書が、いずれも第22期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第22期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,000,000 \text{円}$$

第22期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 4,000,000 \text{円}$$

となる。

番号3、同4、同5及び同6

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、当該法人の第23期事

業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第23期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第23期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第23期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第23期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第23期第1四半期報告書	598,686円
第23期第2四半期報告書	542,303円
第23期第3四半期報告書	533,111円
第23期有価証券報告書	566,724円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第23期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第23期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第23期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第23期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第23期第1四半期報告書、第23期第2四半期報告書、第23期第3四半期報告書及び第23期有価証券報告書が、いずれも第23期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第23期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第23期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第23期第3四半期報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
=1,200,000 円

第23期有価証券報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
=2,400,000 円

となる。

番号7及び同8

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、当該法人の第25期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第25期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第25期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第25期第3四半期報告書	445,489 円
第25期有価証券報告書	418,193 円

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第25期第3四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第25期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第25期第3四半期報告書及び第25期有価証券報告書が、いずれも第25期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第25期第3四半期報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$
=2,000,000 円

第25期有価証券報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$

=4,000,000 円
となる。

別紙 1 の第 2 に掲げる事項につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、

① 平成 23 年 9 月 22 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、

$$1,417,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 63,765,000 \text{ 円}$$

について、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、63,760,000 円

② 平成 24 年 11 月 27 日提出の有価証券届出書（新株予約権付社債）に係る課徴金の額は、

$$2,500,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 112,500,000 \text{ 円}$$

となる。